告知板

十二月～二月は 火災のラッシュ

昨年全国の火災発生件数四万八千件のうち、

〃たばこ・たき火コンロ・ストーブ〃

によるものが圧倒的に多く約三十一㌫をしめています。また、発生件数の多い火災月は、

〃一月・十二月・二月〃

の順で、総件数の約三十四㌫となっており、やはり火をあつかうことの多い、冬に、火災を起すことの多いことがわかります。

これからの火災シーズンに火災を起さないよう、つぎのことに心掛けてください。

▼バケツに水を汲んで置く

▼たばこの投げ捨て、寝たばこを止める。

▼地震の時の火の始末。

大火を防ぐには最初の五分間が大切です。

火事とたばこ

これから寒くなるにしたがって季節風が強く吹き、火に親しむことが多くなるなどいわゆる火災シーズンを迎えます。

さいわい南国市では、ここ数年来、大火らしき大火はなく、昨年度には十一件消防署の発足をみたことし四月から十月まで十件を数えていますが、そのほとんどがボヤ程度のもので、去る十月、植田で発生をみました一戸全焼が一番大きなものでした。

さて、全国的に火事の原因を調べてみると、「たばこ」が、十五年前からその王座にあります。

その原因は

▼たばこの火は八百度という高温で、危険性が十分にある。

▼たばこが火災にまで発展するのに時間がかかるため、油断しやすい。

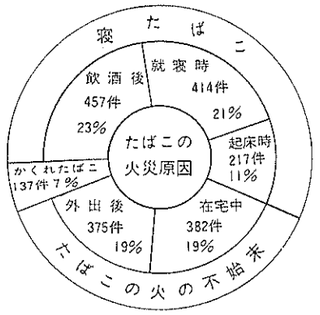

▼たばこが時と所を問わず、よく吸はれそのまま捨てられる。などです。

グラフは、過去七年間、東京都内の家庭でおこったたばこによる火災の原因です。

奥さんがご主人に内しょで吸うたばこ高校生のかくれたばこが多いようです。

このほか、飲食店で酔客によるたばこの火の不始末、ゴミ箱に火のついたままのたばこを捨てたのが原因というのもあります、このようなたばこの不始末による火事をなくするためには、各人がそれぞれ注意する以外に手はないのですが、炭皿には必ず水をいれておくことが有効です。

★ 水道の新設、増設、移転には、新らしく水道を引き込むときや増設、移転をするときは「南国市指定水道工事店」を通して、工事の手続をしたうえで工事にかかってください。

指定工事店以外のものや自分勝手に工事をすることは禁止されています。

★ 引込み給水管の管理は使用者で市の付設した配水管から分岐して取り付けられました給水管や器具などは設置者の所有物であって、財産上の管理義務があります。

水漏れや事故が生じたときは、直ちに修理してください。これに要した修理費は、設置者または使用者の負担となります。

★ 使用者や所有者が変ったときは、転居や相続などで使用者や所有者の名儀が変ったときは、すぐ市水道課へお届けください。

前に住んでいた人との料金の支払区分などで、ご迷惑がかからないよう事前に手続きをしてください。

★ 水漏れをみつけたときは、連絡を水漏れは水の出を悪くするばかりでなく、使はない水道料まで支払う義務を生じるなど貴重な水がムダになるものです。どなたでも気付いたときはすぐお知らせください。

水道の利用には このような注意を

メーターは常に善良な管理で亡失やき損したときは弁償を要求されます。

★ メーターの点検や修理に支障する物を置いたり、工作物をしたとき勝手に開閉することはかたく禁じられています。

水道工事は 指定工事店で

久礼田	高橋水道店	④2824呼
国府山	本水道店	㊗257—2呼
東崎	高橋工務店	④2667
東崎	福川工務店	④3089
東崎	山下水道店	④3305
北枝	南国水道店	④3305呼
大埇	野村ポンプ工務所	④2507
稲生	横田工務所	㊗80—7

たばこは 市内で 買いましょう

市への物品納入業者の指名登録申請は 一月末日まで会計課へ

市へ物品納入（印刷・修繕）を希望するものは、次により申請書を提出してください。

一、目　的

昭和44年度、市および売店が購入（印刷、修繕）する物品の入札または見積りに参加を希望するものを募り、法令などに適合した者を登録し、その都度、入札または見積りなどに指名する。

二、対象物品

文房具、紙、図書、印刷、家具、電気器具、カメラ、靴、洋服、時計など

三、申請内容

①「競争入札（見積）参加資格審査申請書」

②カタログ、必要に応じ設計書、仕様書、図面、現物見本　一部

四、申請期限

昭和44年1月31日

五、提出先

南国市役所　会計課

五、申請書の交付、問いあわせ

会計課用度係または南国市商工会

郵便局から

年賀状はお早く 十二月二十二日までに

○郵便物はお早く

／小包は十二月十五日までに

／年賀状は十二月二十二日までに

／十二月十五日の日曜日はご家族そろって年賀状を書く「年賀デー」にしましょう

○あて名は、はっきり正しく

／住所のみでなく肩書きを忘れずにお書きください。お子さんの差し出す郵便物が迷い子になります。ご家庭で注意してやってください。

あて名にも！

／差し出すほうにも郵便番号を

住所録を局へお持ちになれば郵便番号のご案内をいたします。

あなたの住所の郵便番号はお忘れなく。

郵便局に年賀用のはんと郵便番号のはんを備えておりますのでご利用ください。

○各戸に表札と郵便受箱を

／表札は楽しい年賀状をおとどけします目じるしです。

／戸がしまって配達できない場合があります。年賀状は郵便受箱でうけとりましょう。

文化財めぐり

国府寺（重要文化財）

いまから約千二百年前の天平（てんぴょう）年間に、高僧行基が聖武天皇の命令で日本の国ごとに建てた寺の一つで、正式には金光明四天王護国寺といいます。

創建当時の寺の区域は四町（約四百㍍）四方あって、堂や塔が建ち並び、八百㍍ほど東の比江国庁に対し、教えと祭りの中心地でした。

建て物は、たびたび兵火にあって焼け、いまの本堂は永禄元年に長宗我部元親によって建てられたもので、明治三十七年に国宝（のち重要文化財建造物となる）に指定されました。ほかに重要文化財の薬師如来（やくしにょらい）仏像二体と梵（ぼん）鐘一口が所蔵されています。

境内の東南の隅にある土壇（どだん）は「土佐国分寺跡」として国の指定史跡となっています。この土壇はるさい地均しで余分にたった土を盛り上げたものです。

現在、四国八十八カ所第二十九番札所で真言宗に属し、寺全体が古木に囲まれ、お四国まわりのおへんろさんの振る鈴の音のおりおり聞かれるしづかなたたずまいです。

火災のシーズンです

火のもとにご用心

よみましょ・みましょ